

# 山口県報

平成21年  
1月13日  
(火曜日)

## 目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく施設所の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課)	三
民有林の地域森林計画の公表(森林企画課)	四
民有林の地域森林計画の変更の公表(三件)(森林企画課)	五
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	五
公告	五
平成二十年度山口県補正予算の要領の公表(二件)(財政課)	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	七
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	七
換地処分の届出(農村整備課)	八
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(葉の内換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	八
柳井都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	八
柳井都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
柳井都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	九
選管告示	九
山口県選挙管理委員会委員長選挙において当選人となつた者の住所及び氏名	九
監査公表	九
監査公表	九

### 山口県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
中村外科肛門科医院	下関市清末鞍馬二丁目一〇番三七号	平成一六、三、二九			
桑原医院	長門市三隅下一〇一九	平成一九、一、三二			

### 山口県告示第五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
中村外科肛門科医院	下関市清末鞍馬二丁目一〇番三七号	平成一六、三、三〇			
桑原医院	長門市三隅下一三六七の五	平成二〇、一、一			

名 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等	名 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	名 所 在 地	名 所 在 地	指 定 年 月 日
賜財団済生会支 部山口県済生会	主たる事務所の所在地	山口市緑町二番 一一号	済生会山口地域 ケアセンター居 宅介護サービス 複合施設にほ苑 訪問看護事業所	山口市仁保中郷 平成一九、 八、 一







山口県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山口森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する山口地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

山口県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する岩徳地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

山口県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する萩地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所

山口県告示第十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 河川の名称

平田川水系平田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年一月十三日

三 廃川敷地等の位置

下松市楠木町二丁目一七四番六

〃〃〃 一七四番七

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 八・二三平方メートル



(二三)平成二十年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十一年十二月山口県議会定例会で議決された平成二十年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十一年四月十四日

三訂県民冊 一一 井 監 査

平成20年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成20年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,126,249千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ771,483,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款 項	補 正 額	補正前の額	計
9 国 庫 支 出 金	108,247	89,905,995	90,014,242
1 国 庫 負 担 金	21,084	31,588,505	31,609,589
2 国 庫 補 助 金	87,163	56,791,067	56,878,230
12 繰 入 金	125	30,367,784	30,367,909
1 特 別 会 計 繰 入 金	125	7,617,753	7,617,878
13 繰 越 金	212,977	147,195	360,172
1 繰 越 金	212,977	147,195	360,172
14 諸 収 入	804,900	84,644,966	85,449,866
1 貸 付 金 元 利 収 入	796,900	79,649,953	80,446,853
2 受 託 事 業 収 入	8,000	1,098,688	1,106,688
合 計	1,126,249	710,357,367	711,483,616
歳 入			
歳 出			
款 項	補 正 額	補正前の額	計
2 総 務 費	121,546	39,479,801	39,601,347
1 総 務 管 理 費	1,300	14,950,003	14,951,303
2 企 画 調 整 費	120,246	10,058,337	10,178,583
4 衛 生 費	144,719	19,129,175	19,273,894
1 公 衆 衛 生 費	123,635	5,865,187	5,988,822

平成21年1月13日 火曜日

6 農 林 水 産 業 費	8 医 薬 費	21,084	4,070,320	4,091,404
1 農 業 費	1 農 業 費	25,750	50,974,200	50,999,950
2 工 鉱 業 費	2 工 鉱 業 費	796,900	11,812,904	11,838,654
1 管 理 費	2 道 路 橋 り よ う 費	37,334	71,048,933	71,845,833
2 道 路 橋 り よ う 費	3 河 川 海 岸 費	28,165	67,644,912	68,441,812
合 計	合 計	8,000	109,534,398	109,571,732
歳 出	歳 出	8,388,200	43,207,476	43,215,476
変 更	変 更	1,169	22,633,878	22,635,047
第2表 債務負担行為補正	第2表 債務負担行為補正	1,126,249	710,357,367	711,483,616

事 項	補 正		補 正	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 経営安定支援資金 (経営安定資金)に係る 山口県信用保証協会 の出口県信用保証協 会に対する損失補償	平成20年度から 平成30年度まで	山口県信用保証 協会が平成20年 度千円を限度とし て貸付けを行う 経営(経営安定支 援資金)に係る債 務保証に由来する 損失の70/100 に相当する額	平成20年度から 平成30年度まで	山口県信用保証 協会が平成20年 度千円を限度とし て貸付けを行う 経営(経営安定支 援資金)に係る債 務保証に由来する 損失の70/100 に相当する額

(11) 平成二十一年四月十四日 監査の公表

平成二十一年四月十四日 三訂県民冊 一一 井 監 査

平成20年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成20年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)



大濱 博正	三田尻一丁目二番七号		
村上テ儿子	松崎町三番一四号		
門田 晴善	栄町一丁目五番一―一三〇六号		
前田 好一	〃 〃 一―九〇二号		
有吉 史晴	中央町五番一七号		
有吉 笑子	天神一丁目一番一〇号		
原田 文字	大字奈美五六		
藤本 邦人	〃 〃 〃		
藤本 淑子	栄町一丁目五番一―一四〇二号		
藤本 豊	〃 〃 〃		
御園生多嘉士	横滨市青葉区莊田三丁目二七の一〇		
井上 肇	防府市東松崎町三番一六号		
黒川 旭	〃 〃 〃		
田中 秀雄	〃 〃 〃		
中村 恭亮	〃 〃 〃		
福田 博	東松崎町七番四一號		
藤本 晃二	広島県廿日市市対巖山一丁目七番一號		
前田 敏直	防府市東三田尻一丁目四番一〇―一三號		
宮本フミコ	〃 〃 〃		
防府地域振興株式会社	〃 〃 〃		
三 変更に係る事項	〃 〃 〃		
荷さばき施設の位置	〃 〃 〃		
四 届出年月日	〃 〃 〃		
平成二十年十二月二十二日			
五 変更年月日			
平成二十一年一月十五日			

松浦 正人

(二七) 換地処分届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、萩市福栄地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

- 平成二十一年一月十三日
- 山口県知事 二井 関成
- 一 換地処分をした年月日
- 平成二十年十二月二十四日
- 二 換地処分をした権利者数
- 十一人

(二八) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(葉の内換地区)換地計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る葉の内換地区の換地計画を定め  
たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり  
縦覧に供します。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
- 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(葉の内換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
- 平成二十一年一月十四日から同年二月二日まで
- 三 縦覧の場所
- 山口県農林水産部農村整備課

(二九) 柳井都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十条第一項の規定による柳井  
都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつ  
たので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し  
ます。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 柳井都市計画地区計画柳井津古市地区地区計画



二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(二〇) 柳井都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画公園二・二・五ふたば児童公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一) 柳井都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画緑地第一号古開作中央緑地

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第一号

平成二十年十二月二十五日に行った山口県選挙管理委員会委員長の選挙において当選人となった者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十一年一月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

住 所 氏 名  
山口市泉町八番七号 上符 正 顕



監査公表第一号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査について、同法第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成21年1月13日

山口県監査数員	新谷 和彦
同	先城 憲尚
同	神田 忠二
同	村田 博

監査の結果に関する報告

監査箇所	監査年月日	監査委員名
人事課	平成20年9月11日	神田 忠二
給与厚生課	" 3日	村田 博
学事文書課	" 8月25日	神田 忠二
管財課	" "	"
税務課	9月18日	先城 憲
防災危機管理課	8月20日	村田 博



中央児童相談所	"	"	3日	神村	田田	忠二郎	博
岩国 "	"	"	1日	神村	田田	忠二郎	博
萩 "	"	"	15日	新先	谷城	和彦	尚
身体障害者福祉センター	"	"	8月22日	先	田	憲	尚
このみ園	"	"	6日	"	田	博	
産業技術センター	"	"	5日	村	田	博	
東部高等産業技術学校	"	"	6月12日	"	田	博	
西部 "	"	"	10日	先	城	憲	尚
若者就職支援センター	"	"	8月5日	村	田	尚	博
岩国農林事務所	"	"	7月30日	"	田	忠二郎	尚
田布施 "	"	"	25日	神	田	忠二郎	尚
下関水産振興局	"	"	8日	先	城	憲	尚
柳井水産事務所	"	"	6月12日	神	田	忠二郎	尚
菅野ダム管理事務所	"	"	8月11日	村	田	博	
山口宇部空港事務所	"	"	6日	先	城	憲	尚
山口図書館	"	"	7月9日	村	田	博	
山口博物館	"	"	8月22日	先	城	憲	尚
文書館	"	"	7月1日	村	田	博	
やまぐち総合教育支援センター	"	"	8月8日	新	谷	和彦	博
十種ヶ峰青少年野外活動センター	"	"	7月16日	村	田	博	
岩国高等学校	"	"	6月9日	神	田	忠二郎	博
岩国総合	"	"	5月26日	村	田	博	
坂上 "	"	"	6月5日	"	田	博	
広瀬 "	"	"	"	"	田	博	
岩国商業	"	"	5月26日	"	田	博	
岩国工業	"	"	6月9日	神	田	忠二郎	尚
光 "	"	"	5月27日	新	谷	和彦	博
徳山 "	"	"	6月12日	村	田	博	
新南陽	"	"	5月29日	神	田	忠二郎	尚
徳山商工	"	"	6月12日	村	田	博	
山口中央	"	"	7月3日	神	田	忠二郎	尚
山口農業	"	"	22日	村	田	博	

宇部 "	"	"	8月6日	先	城	憲	尚
宇部西 "	"	"	6月16日	村	田	博	
宇部商業 "	"	"	"	"	田	博	
豊浦 "	"	"	5月27日	"	田	博	
下関中央工業 "	"	"	6月10日	先	城	憲	尚
下関工業 "	"	"	"	"	田	博	
大津 "	"	"	5日	新	谷	和彦	尚
日置農業 "	"	"	"	"	田	博	
水産 "	"	"	"	"	田	博	
徳佐 "	"	"	7月16日	村	田	博	
岩国総合支援学校	"	"	5月26日	"	田	博	
田布施 "	"	"	27日	新	谷	和彦	尚
周南 "	"	"	29日	神	田	忠二郎	尚
山口 "	"	"	7月22日	村	田	博	
宇部 "	"	"	6月16日	"	田	博	
下関 "	"	"	5月27日	"	田	博	
萩 "	"	"	7月15日	新	谷	和彦	尚
大島警察署	"	"	6月12日	神	田	忠二郎	尚
平生 "	"	"	5月27日	新	谷	和彦	尚
下松 "	"	"	29日	神	田	忠二郎	尚
周南 "	"	"	8月11日	村	田	博	
山口 "	"	"	7月9日	"	田	博	
厚狭 "	"	"	5月26日	神	田	忠二郎	尚
美祢 "	"	"	"	"	田	博	
萩 "	"	"	29日	村	田	博	
下関 "	"	"	7月8日	先	城	憲	尚
長府 "	"	"	5月27日	新	谷	和彦	尚
企業局	"	"	7月7日	先	城	憲	尚

監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正と認め

られたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

給与厚生課

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。

なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

政策企画課

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。
- 2 物品購入契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあった。

地域政策課

時間外勤務・休日勤務命令簿に従事業務内容を記載していないものがあった。

観光交流課

借入れに係る財産の転貸料の調定の時期が遅延しているものがあった。

厚政課

生活保護費返還金の収入未済があった。

健康増進課

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金額を誤っているものがあった。

長寿社会課

高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

こども未来課

児童扶養手当返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

障害者支援課

障害者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

農業経営課

農業改良資金貸付金の収入未済があった。

水産振興課

沿岸漁業改善資金貸付金の収入未済があった。

河川開発課

- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

教育庁教育政策課

- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

教育庁教職員課

- 1 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金額を誤っているものがあった。
  - 2 履歴証明に係る諸証明事務手数料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。
- なお、現在は、消印済みである。

岩国健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

柳井健康福祉センター

生活保護費返還金の収入未済があった。

山口健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

萩健康福祉センター

- 1 母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。
- 2 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

中央児童相談所

- 1 通勤手当の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。
- 2 児童保護費の収入未済があった。

岩国児童相談所

児童保護費の収入未済があった。

萩児童相談所

児童保護費の収入未済があった。

岩国農林事務所

- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

田布施農林事務所

年間の予定使用量を超える切手を保有していた。

下関水産振興局

各種漁港施設の敷地及び岸壁の使用料並びに各種漁港施設の敷地及び漁港区域内の水域における水面の占用料の収入未済があった。

山口博物館

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

広瀬高等学校

- 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

光高等学校

業務委託に係る支払において、支出科目を誤っているものがあった。

山口農業高等学校

- 1 生産品の売払いに係る収入について、直接収納した現金の指定金融機関等への払込みが遅延しているものがあった。
- 2 直接収納した現金を、即日払い込まないにもかかわらず、その現金に係る事項を現金出納簿に記載していないものがあった。

徳佐高等学校

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

意 見

- 1 内部検査及び指導体制の充実強化について  
給与事務、会計事務、物品管理事務、財産管理事務等については、それぞれの事務を分掌している課及び室が、定期的に研修会を開催するとともに、検査の対象機関に対して実地に検査及び指導を行っている。

しかしながら、定期監査の結果、事務担当者の認識の誤り等による諸手当及び旅費の支出事務、契約事務、物品購入事務等の処理の誤りが繰り返されていることが認められ、内部検査及び指導による効果が十分発揮されていない状況にある。

については、財務に関する事務が適正に執行されるよう、内部検査及び指導体制の一層の充実強化を図りたい。

- 2 事務処理体制の再点検及び事務又は事業の計画的な執行について

物品の購入において、年度末に相当量を購入しているもの、一括して発注すべきものを分割して発注しているものなど、不適正な事務処理が見受けられた。

については、各所属長は、財務に関する事務の審査機能が十分に発揮されるように事務処理体制の再点検を行うとともに、事務又は事業の計画的な執行に万全を期されたい。

平成二十一年一月十三日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）